

仕 様 書

1 業務名

平成 31 年度被災家屋等の電子顕微鏡によるアスベスト分析業務

2 業務期間

契約の日から平成 31 年 9 月 30 日（月）までとする。

3 業務日時

電子顕微鏡法による測定は、位相差顕微鏡法による測定で総繊維数が 1 本/L を超えた場合に必要となることから、業務実施日時は別途指示する。

4 業務内容

本市が採取した試料について、「アスベストモニタリングマニュアル（第 4.1 版）」（平成 29 年 7 月 環境省 水・大気環境局 大気環境課）に基づき、石綿の種類を同定するとともに、石綿繊維数濃度を測定する。

5 予定数量

62 検体

※記載した数量は見込み数であり、その数量の発注を保証するものではない。

6 検体の集荷

分析機関までの検体の運搬については、受託者の負担により行う。

7 一般事項

- (1) 業務は、業務仕様書に従い誠実に履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務上知り得た秘密を本市の許可なくして第三者に漏らしてはならない。
- (3) 業務責任者及び業務担当者
 - ア 受託者は、業務責任者及び業務担当者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する業務担当者を配置しなければならない。また、業務責任者は、業務全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
 - イ 受託者は、業務の円滑な進捗をはかるため、十分な数の業務担当者を配置しなければならない。

8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を作成し、本市業務主任に提出しなければならない。

名称	規格・内容	部数	提出期限
業務着手届	—	1	着手後速やかに
主任技術者指定通知書	—	1	着手後速やかに
主任技術者経歴書	業務責任者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること	1	着手後速やかに
分析結果報告書	試験結果報告書	2	検体搬入後 30 日以内 (閉庁日を含む) ※期限内に報告できない場合は、別途協議すること。
業務終了報告書	—	1	各月の業務期間終了後直ちに
業務完了届	—	1	各月の業務期間終了後直ちに

(1) 分析結果報告書等に関する注意事項

- ア 分析終了時には速やかに電話、電子メール、FAX等で速報値を報告すること。
- イ 持ち込んだ検体については、分析結果報告書を提出し、業務主任が測定値を確認するまで保管すること。

(2) 業務終了報告書に関する注意事項

- ア 各月の期間ごとに、実施した業務内容を記載すること。
- イ 業務が発生しなかった場合には、その旨を記載すること。

(3) 業務完了届に関する注意事項

- ア 業務が発生した月のみ提出すること。

9 業務の履行における環境負荷の低減

本業務の履行においては委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (4) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識

及び技能を備えていること。

10 その他

(1) 関係法令を遵守すること。

(2) この仕様書に明記されていない事項については、本市との協議によること。

11 業務担当者（連絡先）

札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎 12階南側

札幌市環境局 環境都市推進部 環境対策課 林 恵子

電話：011-211-2882 FAX：011-218-5108

メールアドレス：kankyo_taisaku@city.sapporo.jp